(別添)

〇農林水産省令第六十五号

医薬品、 医療機器等の 治質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条第一 項の 規定により読み替えて適用される同法第三十六の八条第一 項及び第四十九条第一 項並び

に同法第八十三条の 四第 項の規定に基づき、 動物用医薬品等取締規則及び 動物用医薬品及び医薬品 \mathcal{O} 使用

令和四年十一月二十四日

の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 野村 哲郎

動 物用医 薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省

動 物 用医薬品等取 締規則の一部改正

第 条 動 物 用 医 薬品等取締規則 (平成十六年農林水産省令第百七号) *の* 部を次のように改正する。

次 の表により、 改正 前欄 に掲げる規定の傍線を付した部分 (以 下 「傍線部分」という。)でこれ に対応

する改 Ē 後欄に 掲げる規定の傍線部分があるもの は、 これを当該傍線部分のように改め、 改 Ē 後欄 に 掲

る規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

別 表第一 <u>\{</u> 用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジび子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外 ンを含有する眼適用の外用剤を除く。 (57) (56) (1) ただし、製剤である外用剤(抗菌性物質製剤である眼適用及、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるも (55) メトロニダゾー (62)(第百十五条 (略) (略) の 二 ル 一関係 改 正 後)を除く。 別 表第一 兀 (56) (61) (1) (55) 用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジび子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外 ンを含有する眼適用の外用剤を除く。 (新設) ただし、製剤である外用剤(抗菌性物質製剤である眼適用及)、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤 前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、 (第百十 (略) (略) Ŧī. 条の 関 改 係 正 前)を除く。 次に掲げるも

牛、馬、めん羊、山羊、豚別表第三(第百六十八条関係)

とするものであって、 めん羊、山羊、豚、 次に掲げるもの、 9の、その誘導体及びそれらの塩猫又は鶏に使用することを目的

とするも

のであって、

次に掲げるも

9の、その誘導体及びそれらの塩猫又は鶏に使用することを目的

めん羊、

山羊、

豚、

別表第三

(第百六十八条関係)

5

、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤ベルメクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的 タノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有 する外皮用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。)、ラ 用することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有 する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使 を含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イ 性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシン類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤(抗菌 を除く。)を除く。 する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤

一~百三十四

百三 百三十五 一十六~百四十七 メトロニダゾール (略)

> 、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤ベルメクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的 する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使 を含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イ性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシン を除く。)を除く。 する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤 タノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有 する外皮用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。)、ラ 用することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有 類並びにこれらを含有する製剤。 製剤である外用 剤

一~百三十四

(新設)

百三十五~百四十六 略

動 物 用医薬品及び医薬品 \mathcal{O} 使用の規制 に関する省令の一 部改正

第二条 動 物用 医薬品及び医薬品 の使用 の規制に関する省令(平成二十五年農林水産省令第四十四号)

部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

別表第3 J 9 ンを有効成分とす 動物用医薬品 マラカイトグリー を有効成分とする メトロニダゾール (器) (第2条から第4条まで関係) 動物用医薬品 対象動物 使用対象動物 (器) (器) 改 正 後 する乳、鶏卵等を生産 使用禁止用途 する対象動物への使用 荷する対象動物及び食 食用に供するために出 用に供するために出荷 (器) (器) 別表第3 るもの 動物用医薬品 ンを有効成分とす マラカイトグリー (新設) (器) (第2条から第4条まで関係) 動物用医薬品 使用対象動物 (新設) (器) (器 改 正 前 使用禁止用途 (器) (新設) (翠)

この省令は、公布の日から施行する。

附

則